第五条第四項中「資産の貸借対照表計上額」を「(貸借対照表」に、「資産の日本における保険業の貸借対照表計上額」を「(日本における保険業の貸借対照表」と、「及び貸借対照表」とあるのは「及び日本における保険業の貸借対照表」と、「利益又は剰余」とあるのは「利益」と、「当期純利益又は当期純剰余」とあるのは「当期純利益」に、「資産については」を「資産にあっては」に、「価額とする」を「価額」に、「その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額」を「連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額及び連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額」に、「」の額の合計額に係る繰延税金資産」を「」の額に係る繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により資産として計上される金額をいう。）」に、「控除した額とする」を「除く」に改める。

**附　則**

この命令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

# 省　令

**○総務省令第二十八号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

**第一条**　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第五号⑽中「第四十九条の二十四第五項」を「第四十九条の二十四第五項第一号」に改め、同号⑾中「第四十九条の二十四第六項第一号」を「第四十九条の二十四第五項第二号」に改め、同号⑿中「第四十九条の二十四第六項第二号」を「第四十九条の二十四第六項」に改め、同号中⒁を削り、⒂を⒁とし、⒃を⒂とする。

第二十八条第七項中「又はインマルサットB型」及び「(国際航海に従事する船舶のインマルサット船舶地球局の無線設備にあつては、無線電信による通信及び印字の機能を有するものに限る。)」を削り、「第一項の」を「同項の」に改める。

第二十八条の二第一項、第二十八条の五第三項及び第三十二条の十第二号中「又はインマルサットB型」を削る。

別図第二号中2を削り、3を2とし、4を3とする。

別図第八号中1を削り、2を1とし、3を2とする。

（無線設備規則の一部改正）

**第二条**　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条の四中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第四十九条の二十四中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一号の表注32中⑵を削り、⑶を⑵とし、⑷から⑹までを⑶から⑸までとする。

別表第二号第5中2を削り、3を2とし、4から8までを3から7までとする。

別表第三号14中⑵を削り、⑶を⑵とし、⑷を⑶とし、同表36⑵を削り、同36⑶イ中「14⑶イ」を「14⑵イ」に改め、同⑶を同36⑵とし、同36⑷中「14⑷」を「14⑶」に改め、同⑷を同36⑶とし、同36中⑸を⑷とし、⑹を⑸とし、⑺を⑹とする。

別図第一号中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

別図第四号の九中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とする。

（無線機器型式検定規則の一部改正）

**第三条**　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器 | 1　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。<br>2　設備規則第40条の4第1項第1号及び第5号の条件に適合するものであること。<br>3　設備規則第40条の4第2項第2号の条件に適合するものであること。<br>4　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。 |

別表第一号の表インマルサット船舶地球局の無線設備の機器の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| インマルサット船舶地球局の無線設備の機器 | インマルサットC型の無線設備（設備規則第40条の4第2項のインマルサットC型の無線設備をいう。以下同じ。）<br>(1)　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。<br>(2)　設備規則第40条の4第1項各号（第4号及び第6号を除く。）の条件に適合するものであること。<br>(3)　設備規則第40条の4第2項第1号から第3号までの条件に適合するものであること。<br>(4)　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。 |

別表第二号の表インマルサット船舶地球局の無線設備の機器の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| インマルサット船舶地球局の無線設備の機器 | インマルサットC型の無線設備 | 1　振動<br>2　温度<br>3　湿度<br>4　電源電圧変動 |

| | |
|---|---|
| ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.7　振動試験」によること。<br>ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.2　高温試験」及び「8.4　低温試験」によること。<br>ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.3　高温高湿試験」によること。<br>ＪＩＳ　Ｆ0812の「5.2.2　電源変動限界条件」によること。 | 1　機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。<br>2　始動後十分安定した状態において、次の電気的条件を満たすこと。<br>(1)　送信装置<br>ア　周波数の偏差は、設備規則別表第1号の条件に適合すること。<br>イ　占有周波数帯幅は、設備規則別表第2号の条件に適合すること。<br>ウ　スプリアス発射の強度は、設備規則別表第3号の条件に適合すること。<br>エ　総務大臣が別に告示する条件に適合すること。 |